

東京都環境保全資金融資あっせん要綱

(制定) 令和2年3月11日付31環改車第568号

第1 目的

この要綱は、東京都環境基本条例（平成6年東京都条例第92号）第13条第1項の規定に基づき、東京都（以下「都」という。）が都内の中小企業者又は組合に対し、環境への負荷の低減に係る適切な措置をとるために必要な資金（以下「資金」という。）について、融資あっせんを行い、また、融資を受けた中小企業者又は組合に対し、利子補給等を行うことにより、中小企業者又は組合の自主的な環境保全活動を促進し、もって良好な環境の確保に寄与することを目的とする。

第2 定義

この要綱で使用する用語の定義は、東京都環境基本条例及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号。）で使用する用語の例によるもののほか、次に定めるところによる。

1 融資あっせん

都が、中小企業者及び組合に資金を融資するよう、信用保証機関の保証により、取扱金融機関に対してあっせんすることをいう。

2 中小企業者

次に掲げる者をいう。

- (1) 資本の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（(2)から(8)までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- (2) 資本の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が900人以下の会社及び個人であって、ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- (3) 資本の額又は出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- (4) 資本の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- (5) 資本の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、サービス業（(6)及び(7)に掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- (6) 資本の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であって、ソフトウェア業及び情報処理サービス業を主たる事業として営むもの
- (7) 資本の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が200人以下の会社及び個人であって、旅館業を主たる事業として営むもの
- (8) 常時使用する従業員の数が300人以下の医療法人若しくは医業に属する事業を主たる事業とする社会福祉法人、一般財団法人又は一般社団法人

3 組合

中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第3号、第4号及び第7号から第11号までに掲げるものをいう。ただし、中小企業等協同組合のうち、火災共済協同組合及び

信用協同組合であるものを除く。

4 指定低公害・低燃費車

九都県市低公害車指定指針第2条 2に規定する指定低公害車をいう。

5 最新排出ガス規制適合車

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）に規定する自動車排出ガスに係る規制に適合している自動車（専ら乗用の用に供する乗用定員10人以下のものを除く。）をいう。

第3 融資の総額

取扱金融機関が行う融資の総額は、6億3,168万円を限度とする。

第4 申込受付期間

申込受付期間は、令和2年4月1日（水曜日）から令和3年3月31日（水曜日）までとする。

第5 原資の預託

都は、第7に定める資金の融資の促進を図るため、原資を第6に規定する取扱金融機関に預託する。

その原資の総額は、2,526万8千円以内とする。

第6 取扱金融機関

株式会社きらぼし銀行、株式会社三菱UFJ銀行、株式会社東日本銀行、株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社山梨中央銀行、株式会社りそな銀行、株式会社千葉銀行、株式会社横浜銀行、株式会社北陸銀行、株式会社群馬銀行、株式会社東和銀行、株式会社商工組合中央金庫、都内に本店を有する信用金庫、東京ベイ信用金庫、あすか信用組合、東信用組合、共立信用組合、江東信用組合、七島信用組合、青和信用組合、全東栄信用組合、第一勸業信用組合、大東京信用組合、東京厚生信用組合、東浴信用組合、中ノ郷信用組合、ハナ信用組合、文化産業信用組合、東京都信用農業協同組合連合会

第7 資金の対象経費

指定低公害・低燃費車であって、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第4条に基づく登録を受けていない車両で、都内において道路運送車両法第7条に基づく新規登録の申請を行う自動車を購入する資金を融資の対象経費（転売、リース等を目的とした事業に係る自動車を購入する場合を除き、専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車にあっては指定低公害・低燃費車以外からの、専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車以外の自動車にあっては最新排出ガス規制適合車以外からの買換えであって、車両総重量が買換え前の自動車の車両総重量と同程度の自動車を購入する場合に限る。）とする。

第8 融資あっせんを受けられることができる者

1 融資あっせんの対象者は、中小企業者又は組合とし、次に掲げる要件を備えている者とする。

- (1) 東京信用保証協会の信用保証及び取扱金融機関の融資実行を得ることができること。
- (2) 都内に住所（法人の場合は、主たる事業所）を有し、かつ、事業を営んでいること。
- (3) 都の事業税等の税を滞納していないこと。

2 次に掲げる個人又は団体は、融資あっせんの対象としない。

- (1) 暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。

以下同じ。)

- (2) 暴力団（暴排条例第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- (3) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの

第9 担保

- 1 原則として法人代表者（実質的な経営権を持つ者等を含む。）を除き連帯保証人は不要とする。ただし、組合は、その実情に応じ、代表理事以外の理事を連帯保証人とする場合がある。
なお、個人事業者に対する融資である場合は、原則として連帯保証人は要しない。
- 2 この融資の保証を含めて保証合計残高が、8,000万円以下のものについては原則として無担保とし、8,000万円を超えるものについては必要に応じ物的担保を要する。

第10 融資の限度額、償還期間及び償還方法

1 融資の限度額及び償還期間

1億円 7年以内

なお、融資あっせん額は1万円を単位とし、1万円未満は切捨てとする。

2 償還方法

償還方法は、6か月据置月賦元金均等償還とする。第1回目の償還は、原則、融資実行後7か月目の応当日とする。ただし、償還を応当日でない日を希望する場合は、応当日から遡及して1か月未満の範囲で設定できるものとし、第2回目以降の償還は第1回目の償還の応当日とする。

最終償還日は、融資実行日から起算して償還期間が満了する月の応当日から遡及して1か月未満の範囲で設定できるものとする。

また、元金の償還金額は、千円を単位とし、千円未満の端数が生じた場合は、初回又は最終回に調整する。

第11 融資利率及び利子補給

1 融資利率

融資利率は、都での受付時における長期プライムレート以内とする。

2 利子補給金の交付

融資を受けた者（以下「借受者」という。）が取扱金融機関との契約により融資期間中に支払った利子額（延滞利子を除く。以下同じ。）への利子補給金は、融資利率の2分の1を交付する。

利子補給金の交付利率は年利3パーセントを上限とし、年度ごとに、融資利率の2分の1と3パーセントのうち、低い金利により交付額を計算する。1円未満の端数は切捨てとする。

3 利子補給の特例

- (1) 借受者が元金の償還を延滞したときの利子補給金は、延滞しなかったものとして計算する。
- (2) 次に掲げる事項のいずれかに該当するときの利子補給金交付額は、2の規定にかかわらず当該各事項に基づく計算により算定した額とする。
 - ア 借受者が繰上償還をしたとき 実際に償還をした方法に基づく計算
 - イ 借受者が第15の4の規定により、利子補給金の交付の変更について東京都知事（以下「知事」という。）の承認を受けたとき 変更後の償還方法に基づく再計算

第12 信用保証料及び信用保証料補助

1 信用保証料

東京信用保証協会が定めるところによる。

2 信用保証料補助金の交付

借受者が東京信用保証協会との契約により当該融資に係る保証期間中に支払った信用保証料（違約金を除く。以下同じ）の3分の2を補助金として交付する。

補助金の交付にあたっては、借受者が当該融資について支払った信用保証料の3分の2にあたる金額を交付する。1円未満の端数は切捨てとする。

3 信用保証料補助の特例

次に掲げる事項に該当するときは、信用保証料補助金は当該各事項の定めるところにより計算した額とする。

- (1) 借受者が信用保証料を一括納入したとき 東京信用保証協会が定める信用保証料分割支払回数割合により年度ごとに分割した信用保証料の3分の2を計算した額。1円未満の端数は年度ごとに切捨てとし、端数を丸めた差額が出る場合は最終年度に交付する。
- (2) 借受者が繰上償還したとき 実際に償還した期間に基づき計算した額

第13 利子補給金等の交付の条件

利子補給金及び信用保証料補助金（以下「利子補給金等」という。）の交付の条件は、次のとおりとする。

- 1 借受者が、この要綱に基づいて融資を受けた資金をその目的のために確実に使用し、他の目的に使用していないこと。
- 2 借受者が融資を受けた後、原則として3か月以内に資金の対象とする行為を完了し、かつ、その目的の効果が適正であること。
- 3 借受者が、融資の対象となった行為を有効に実施していること。ただし、あらかじめ知事の承認を得て当該行為を中止し、又は変更した場合はこの限りでない。

第14 融資あっせんの手続

1 申込書等の交付場所及び受付場所

東京都環境保全資金融資あっせん申込書（別記第1号様式。以下「申込書」という。）の交付場所及び提出場所は、取扱金融機関とし、完了届兼利子補給金等交付申請書（別記第2号様式）の交付場所及び受付場所は、東京都環境局環境改善部自動車環境課とする。

2 融資あっせんの申込み

- (1) 融資あっせんを申し込む者（以下「申込者」という。）は、申込書に知事が別に定める書類を添付して知事に提出する。
- (2) 知事は、申込書を受け付けたときは、その内容について審査をし、融資あっせんすることが適当と認めたときは東京都環境保全資金融資あっせん決定通知書（別記第3号様式）により、当該申込者に通知するとともに、適当と認めた者の関係書類を東京信用保証協会に送付する。また、不適当と認めたときは通知書（別記第4号様式）により、その旨を当該申込者に通知する。
- (3) 東京信用保証協会は、(2)の規定により送付された書類を審査し、適当と認めた者については、信用保証を付し、関係書類を取扱金融機関へ送付するものとする。
- (4) 東京信用保証協会は、毎月末日現在の保証状況を翌月20日までに知事に報告するものとする。

3 あっせん決定の取消し

知事は2(2)の規定によるあっせん決定を受けた借受者が、次のいずれかに該当した場合は、当該あっせん決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 当該資金を、あっせんの決定内容と異なり、かつ第7に掲げる資金の対象経費ではない

目的のために充てたとき。

- (2) 偽りその他不正な手段によりあっせんの決定を受けたとき。
- (3) 借受者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が暴力団員等に該当するに至ったとき。
- (4) (1)から(3)までのほか、この要綱に定める事項又は知事の指示に違反したとき。

4 融資の実行

- (1) 取扱金融機関は、2(3)の規定により送付された書類を審査し、これを適当と認めたときは、都のあっせんした範囲以内において、当該申込みに係る最終的な必要経費を確認の上、融資するものとする。
- (2) 取扱金融機関は、資金を融資したときは、直ちに当該融資に係る貸付実行報告書（別記第5号様式）に信用保証書の写しを添付して知事に提出するものとする。
- (3) 取扱金融機関は、資金の融資後、元金の繰上償還等当該融資に係る利子補給金等の交付に変更を及ぼす事態が生じたときは、直ちにその旨を知事に報告するものとする。

第15 利子補給金等の交付手続

1 完了届兼利子補給金等交付申請書の提出

借受者は、当該融資に係る行為が完了したときは、速やかに完了届兼利子補給金等交付申請書及び次に掲げる書類を知事に提出する。

- (1) 支払金口座振替依頼書（別添様式）
- (2) 購入車両の車検証の写し
- (3) 旧車両の登録事項等証明書、輸出抹消仮登録証明書又は登録識別情報等通知書（道路運送車両法第15条第1項、第15条の2第1項及び第16条の規定によるもの）のいずれかの写し

2 交付の決定

知事は、完了届兼利子補給金等交付申請書を受け付けたときは、その内容について審査をし、交付することが適当と認めたときは東京都環境保全資金利子補給金等交付決定書（別記第6号様式）により当該借受者に通知し、また、適当でないと認めたときはその旨を当該借受者に通知する。

3 交付の取消し

知事は、前項の規定により利子補給金等の交付決定を受けた借受者が次に掲げる事項のいずれかに該当した場合は、利子補給金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により交付の決定を受けたとき。
- (2) 第13に規定する交付の条件に違反したとき。
- (3) 交付決定を受けた借受者（法人その他団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
- (4) (1)から(3)までのほか、この要綱に定める事項又は知事の指示に違反したとき。

4 交付の変更

- (1) 借受者が資金の償還方法（繰上償還を除く。）、保証条件等を変更しようとするときは、東京都環境保全資金利子補給金等交付変更申込書（別記第7号様式）によりあらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- (2) 知事は、(1)の規定により変更の申込みがあったときは、その内容を審査し、変更を適当とするときは、東京都環境保全資金利子補給金等交付変更承認書（別記第8号様式）により当該借受者に通知し、また、変更が適当でないと認めるときは、その旨を当該借受者に通知する。

第16 利子補給金等の額の確定

知事は、借受者の融資に係る行為が第15の2に規定する利子補給金等の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認めるときは、当該利子補給金等の額を確定するものとする。

第17 利子補給金等の返還

1 交付取消しによる返還

知事は、第15の3の規定により、利子補給金等の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に利子補給金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 その他の事由による返還

知事は、第16の規定により、利子補給金等の額を確定した場合において、既にその額を超える利子補給金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

第18 違約加算金及び延滞金

1 違約加算金

知事は、第17の1の規定により利子補給金等の返還を命じたときは、その命令に係る利子補給金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該利子補給金等の額につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付させるものとする。

2 延滞金

知事は、第17の1又は2の規定により利子補給金等の返還を命じた場合において、借受者がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額について、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させるものとする。

第19 制度の運営

1 都は、取扱金融機関の協力を得て、この要綱に定める業務の適正かつ円滑な運営を行うものとする。

2 知事は、必要があると認めるときは、取扱金融機関に対して、随時、報告又は資料の提出を求めることができる。

第20 その他

1 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は知事が別に定める。

2 平成31年度東京都環境保全資金融資あっせん要綱（平成31年3月29日付30環改車第608号。以下「前年度要綱」という。）に基づき申込みを受理したもので、この要綱の施行の際、現に事務手続中のものは前年度要綱により処理する。

附則（令和2年3月11日付31環改車第568号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。